

調査計画

1 調査の名称（□特定一般統計調査 ■その他的一般統計調査）

児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査

2 調査の目的

本調査は、児童生徒の問題行動・不登校等について、全国の状況を調査・分析することにより、教育現場における生徒指導上の取組のより一層の充実に資するとともに、本調査を通じて、実態把握を行うことにより、児童生徒の問題行動・不登校等の未然防止、早期発見・早期対応につなげていくことを目的としている。

3 調査対象の範囲

（1）地域的範囲（■全国 □その他）

（2）属性的範囲（□個人 □世帯 ■事業所 □企業・法人・団体 ■地方公共団体 □その他）

都道府県教育委員会

市区町村教育委員会

国公私立小学校

国公私立中学校

国公私立高等学校

国公私立特別支援学校

（＊小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含む）

4 報告を求める個人又は法人その他の団体

（1）報告者数

37,609

内訳

都道府県教育委員会	47
市区町村教育委員会	1,800
国公私立小学校	19,339
国公私立中学校	10,247
国公私立高等学校	5,007
国公私立特別支援学校	1,169

（＊小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含む）

（2）報告者の選定方法（■全数 □無作為抽出（□全数階層あり） □有意抽出）

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

（1）報告を求める事項（詳細は調査事項一覧を参照）

- 調査I 小学校、中学校及び高等学校における暴力行為の状況
 調査II 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの状況等
 調査III 小学校及び中学校における長期欠席の状況等
 調査IV 高等学校における長期欠席の状況等
 調査V 高等学校における中途退学者数等の状況
 調査VI 小学校、中学校及び高等学校における自殺の状況
 調査VII 出席停止の措置の状況
 調査VIII 教育相談の状況

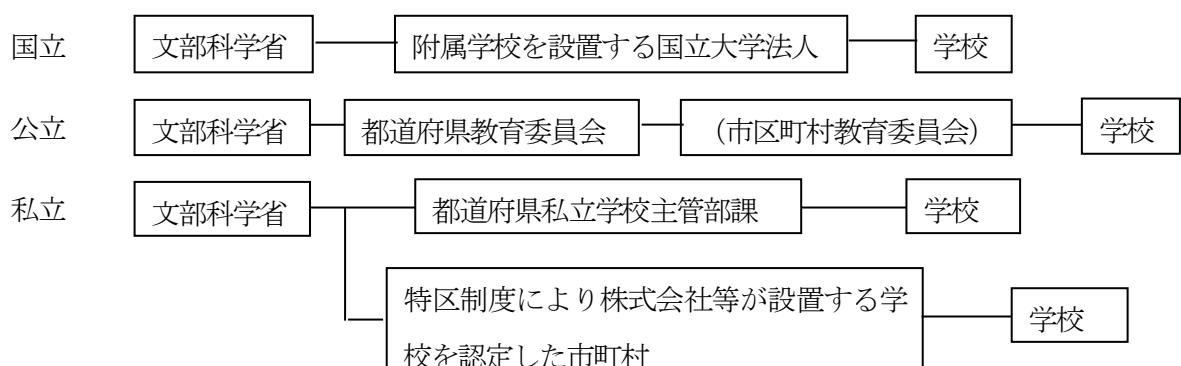
[集計しない事項の有無] ■無 □有

(2) 基準となる期日又は期間

毎年4月1日～翌年3月31日までの期間

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査系統



(2) 調査方法

郵送調査 オンライン調査 (政府統計共同利用システム 独自のシステム 電子メール)
調査員調査 その他 ()

[調査方法の概要]

文部科学省から都道府県教育委員会、都道府県私立学校主管部課及び特区制度により株式会社等が設置する学校を認定した市町村へ調査票の電子媒体を電子メール（LGWAN）で送付。

これらの機関がそれぞれ所管する学校に調査票の電子媒体を配布（市区町村立学校については地区町村教育委員会を経由して配布）し、学校が調査票に回答を記入する。調査票のうち教育委員会を対象とした項目については、都道府県教育委員会・市区町村教育委員会が調査票に回答を記入する。

調査への回答は電子メール（LGWAN）又は電磁的記録媒体の郵送により、調査票の配布と同じ系統を経て回収する。

ただし、附属学校を設置する国立大学法人、学校への配布・回収はLGWAN以外のオンラインメールにより行い、電子メールの送受信に際しては、個人アドレスではなく、課のアドレスを利用して情報の漏洩等を防いでいる。

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

1回限り 毎月 四半期 1年 2年 3年 5年 不定期 その他 ()

(1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年： 年)

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

調査票の提出期限：毎年 5 月 31 日

8 集計事項

調査 I 暴力行為

- (1) 暴力行為の発生状況
- (2) 学年別加害児童生徒数
- (3) 加害児童生徒に対する学校の措置状況
- (4) 暴力行為の発生件数及び1,000人当たりの発生件数（都道府県別・指定都市別）
- (5) 校種別暴力行為発生件数（都道府県別）

調査 II いじめ

- (1) いじめの認知学校数・認知件数
- (2) 警察に相談・通報した件数
- (3) いじめの現在の状況
- (4) いじめの認知件数の学年別内訳
- (5) いじめの発見のきっかけ
- (6) いじめられた児童生徒の相談の状況
- (7) いじめの態様
- (8) いじめの対応状況
 - ①いじめる児童生徒への特別な対応
 - ②いじめられた児童生徒への特別な対応
- (9) 学校におけるいじめの問題に対する日常の取組
- (10) いじめの日常的な実態把握のために、学校が直接児童生徒に対し行った具体的な方法
- (11) いじめの問題により就学校の指定変更等を受けた児童生徒数
- (12) いじめの認知件数及びアンケート調査実施状況（都道府県別・指定都市別）
- (13) いじめの現在の状況（都道府県別・指定都市別）
- (14) いじめの発見のきっかけ（都道府県別・指定都市別）
- (15) いじめ防止対策推進法に関する（国公私立）
 - ①いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数
 - ②いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数（都道府県別）
 - ③いじめ防止対策推進法第12条に規定する「地方いじめ防止基本方針」を策定した自治体数
 - ④いじめ防止対策推進法第14条第1項に規定する「いじめ問題対策連絡協議会」を設置した自治体数
 - ⑤いじめ防止対策推進法及びいじめ防止基本方針に基づき、条例により、「重大事態」の調査又は再調査を行うための機関を設置した自治体数

調査III 小・中学校の長期欠席（不登校等）

- (1) 小・中学校における理由別長期欠席者数（不登校等）
- (2) 不登校児童生徒数の推移
- (3) 不登校児童生徒の在籍学校数
- (4) 長期欠席の学年別状況
- (5) 理由別長期欠席児童生徒数（都道府県別）

- (6) 理由別長期欠席者数（国公私立都道府県別・指定都市別）
- (7) 不登校の要因
- (8) 不登校児童生徒への指導結果状況
- (9) 相談・指導等を受けた学校内外の機関等及び指導要録上出席扱いとした児童生徒数、通学定期乗車券制度の適用を受けた児童生徒数
- (10) 学校外の機関等で相談・指導等を受け、指導要録上出席扱いとした児童生徒数
- (11) 不登校児童生徒のうち自宅におけるＩＣＴ等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした児童生徒数
- (12) 不登校の状態が前年度から継続している児童生徒数
- (13) 教育委員会が設置する「教育支援センター（適応指導教室）」の状況
- (14) 不登校児童生徒数（国公私立都道府県別・指定都市別）
- (15) 教育委員会が設置する「教育支援センター（適応指導教室）」の状況（都道府県別・指定都市別）

調査IV 高等学校の長期欠席（不登校等）

- (1) 高等学校における理由別長期欠席者数（不登校等）
- (2) 不登校生徒の在籍学校数
- (3) 高等学校における長期欠席の学年別状況
- (4) 課程・学年別不登校生徒数
- (5) 不登校生徒のうち中途退学・原級留置になった生徒数
- (6) 不登校状態が前年度から継続している生徒数
- (7) 不登校の要因
- (8) 不登校生徒への指導結果状況
- (9) 相談・指導等を受けた学校内外の機関等及び指導要録上出席扱いとした生徒数、通学定期乗車券制度の適用を受けた生徒数
- (10) 都道府県別理由別長期欠席者数（国公私立高等学校）
- (11) 都道府県別不登校生徒数（国公私立高等学校），1,000人当たりの不登校生徒数

調査V 高等学校中途退学等

- (1) 中途退学者数及び中途退学率の推移
- (2) 学年別事由別中途退学者数
- (3) 経済的理由の具体的な状況
- (4) 事由別中途退学者数（課程別）
- (5) 課程・学科・学年別中途退学者数
- (6) 課程・学科・学年別懲戒による退学者数（国公私立高等学校）
- (7) 課程・学科・学年別原級留置者数（国公私立高等学校）
- (8) 都道府県別中途退学者数及び中途退学率（国公私立高等学校）
- (9) 都道府県別中途退学理由（国公私立高等学校）

調査VI 自殺（学校から報告のあったもの）

- (1) 児童生徒の自殺の状況
- (2) 自殺した児童生徒の学年別、男女別内訳（国公私立）
- (3) 自殺した児童生徒が置かれていた状況（国公私立）

調査VII 出席停止

- (1) 出席停止の件数の推移
- (2) 出席停止の学年別件数
- (3) 出席停止の期間別件数の推移
- (4) 出席停止の理由別件数の推移

調査VIII 教育相談

- (1) 都道府県・指定都市における教育相談機関及び教育相談員数
- (2) 都道府県・指定都市における相談形態別教育相談件数
- (3) 都道府県・指定都市における小学生、中学生及び高校生に関する教育相談件数
- (4) 市町村における教育相談機関及び教育相談員数
- (5) 市町村における相談形態別教育相談件数
- (6) 市町村の教育委員会が所管する教育相談を行っている機関における相談内容別相談件数
- (7) 都道府県別 都道府県・指定都市における教育相談機関数及び教育相談員数
- (8) スクールカウンセラーの活動の状況
- (9) スクールソーシャルワーカーの活動の状況

9 調査結果の公表の方法及び期日

- (1) 公表・非公表の別 (全部公表 一部非公表 全部非公表)
- (2) 公表の方法 (e-Stat インターネット (e-Stat以外) 印刷物 閲覧)
- (3) 公表の期日：調査実施年の10月に公表

10 使用する統計基準等

- 使用する→日本標準産業分類 日本標準職業分類 その他 ()
- 使用しない

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

- (1) 調査票情報の保存期間
 - 記入済み調査票：3年間
 - 調査票の内容を記録した電磁的記録媒体：永年
- (2) 保存責任者
 - 文部科学省初等中等教育局児童生徒課長

「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」調査事項一覧

調査Ⅰ 小学校、中学校及び高等学校における暴力行為の状況

- | |
|-----------------------|
| 1. 暴力行為の発生学校数、発生件数等 |
| 2. 学年別加害児童生徒数 |
| 3. 加害児童生徒に対する学校の措置別人数 |

調査Ⅱ 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの状況等

- | |
|---|
| 1. いじめを認知した学校数、いじめの認知件数 |
| 2. 警察に相談・通報した件数 |
| 3. いじめの現在の状況 |
| 4. いじめの認知件数の学年別内訳 |
| 5. いじめの発見のきっかけ |
| 6. いじめられた児童生徒の相談の状況 |
| 7. いじめの態様 |
| 8-（1）いじめる児童生徒への特別な対応 |
| 8-（2）いじめられた児童生徒への特別な対応 |
| 9. 学校におけるいじめの問題に対する日常の取組 |
| 10. いじめの日常的な実態把握のために、学校が直接児童生徒に対して行った具体的な方法について |
| 11-（1）いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」について |
| 11-（2）いじめ防止対策推進法第12条に規定する「地方いじめ防止基本方針」を策定した自治体数 |
| 11-（3）いじめ防止対策推進法第14条第1項に規定する「いじめ問題対策連絡協議会」を設置した自治体数 |
| 11-（4）いじめ防止対策推進法及びいじめ防止基本方針に基づき、条例により、「重大事態」の調査又は再調査を行うための機関を設置した自治体数 |
| 12. いじめの問題により就学校の指定変更等を行った市町村数及び児童生徒数 |

調査Ⅲ 小学校及び中学校における長期欠席の状況等

- | |
|--|
| 1. 長期欠席者の状況（理由別長期欠席者数） |
| 2. 不登校児童生徒の在籍学校数 |
| 3. 不登校の要因 |
| 4. 相談・指導等を受けた学校内外の機関等 |
| 5. 不登校児童生徒への指導結果状況 |
| 6. 不登校児童生徒のうち自宅におけるICT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした児童生徒数 |
| 7. 都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置する「教育支援センター」の状況 |

調査IV 高等学校における長期欠席の状況等

- | |
|------------------------|
| 1. 長期欠席者の状況（理由別長期欠席者数） |
| 2. 不登校生徒の在籍学校数 |
| 3. 不登校の要因 |
| 4. 不登校生徒への指導結果状況 |
| 5. 相談・指導等を受けた学校内外の機関等 |

調査V 高等学校における中途退学者数等の状況

- | |
|--------------|
| 1. 退学者数 |
| 2. 懲戒による退学者数 |
| 3. 原級留置者数 |

調査VI 小学校、中学校及び高等学校における自殺の状況

- | |
|----------------------|
| 1. 自殺に係る調査を実施した件数 |
| 2. 自殺した児童生徒が置かれていた状況 |

調査VII 出席停止の措置の状況

- | |
|----------------------------------|
| 1. 出席停止の措置が採られた小・中学校数及び市町村教育委員会数 |
| 2. 出席停止の学年別件数等 |
| 3. 出席停止の期間別件数 |
| 4. 出席停止の理由別件数 |

調査VIII 教育相談の状況

- | |
|--|
| 1. 各都道府県及び指定都市の教育委員会（学校教育所管部局）が所管する教育相談を行っている機関等の状況 |
| 2. 市町村の教育委員会が所管する教育相談を行っている機関の状況 |
| 3. 来所相談におけるいじめ及び不登校等についての教育相談件数 |
| 4. 電話相談・訪問相談・巡回相談・SNS等オンラインを活用した相談におけるいじめ及び不登校等についての教育相談件数 |
| 5. 市町村の教育委員会が所管する教育相談を行っている機関における相談内容別相談件数 |
| 6. スクールカウンセラーの活動日数別学校数 |
| 7. スクールソーシャルワーカーの活動日数別学校数 |